

## 国立療養所道川病院などの国立病院・国立療養所の 独立行政法人化に当たっての賃金職員の雇用継続及 び医療・看護体制の充実に関する意見書

独立行政法人国立病院機構法が10月1日に施行されたことに伴い、独立行政法人の理事長も指名され、本市に隣接する岩城町にある国立療養所道川病院などの国立病院・国立療養所は、2004年4月から独立行政法人としてスタートを切ることになった。

しかし、独立行政法人移行前の最重要課題である国立病院・国立療養所に働く賃金職員の雇用が継続されるかどうかについては、いまだに解決されていない。

国立療養所道川病院は、重症心身障害児（者）病床160床、一般病床84床、結核病床16床、筋ジストロフィー病床80床、合計340床の病院であり、秋田県太平療育園や秋田赤十字病院、市立秋田総合病院などから紹介された本市在住の患者も入院治療を受け、また、多くの本市在住の方が看護師を初め医療従事者として働いている。しかし、現在の国立病院・国立療養所は、職員の定数が不足しているために、定員職員（正職員）と全く同様のフルタイムの勤務形態で業務を行っていながら形式的には定員外職員扱いとなっている賃金職員によって運営が支えられている実態がある。

この賃金職員は、全職員の約2割、独立行政法人移行対象病院・療養所全体では約7,500人にも上り、国立病院・国立療養所の独立行政法人移行に際して、賃金職員の雇用が継続されなければ、病院の正常な運営ができないばかりか、深刻な雇用問題が発生し、ひいては地域経済にも大きな影響を及ぼすものである。

また、賃金職員の約半数は看護師であるが、賃金職員を含めても国立病院・国立療養所の看護師配置は、他の公的病院に比べて非常に少なくなっていることから、医療の複雑高度化に対応し、安全で行き届

いた医療・看護を提供するために、医師・看護師等必要な人員を早急に確保する必要がある。

よって、国においては、国立病院・国立療養所の独立行政法人移行に当たり、国立病院・国立療養所を地域住民の医療により一層貢献できる病院とするため、次の事項について実現するよう強く要請するものである。

## 記

- 1 国立療養所道川病院を初め、国立病院・国立療養所の独立行政法人移行に当たっては、すべての賃金職員を正職員として雇用継続するよう指導すること。
- 2 医療の複雑高度化に対応し、安全で行き届いた医療・看護を提供するため、国立療養所道川病院を初め、国立病院・国立療養所の医師・看護師などの必要な人員が確保できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年12月22日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
厚生労働大臣	坂	口	力	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	倉	田	寛之	様